

「三次市住宅の浸水に関する土地利用条例（案）」に関するご意見とご意見に対する三次市の考え方

令和3年2月

部署名：建設部都市建築課

「三次市住宅の浸水に関する土地利用条例（案）」について、令和3年1月15日から令和3年2月3日まで、三次市ホームページ等を通じてご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する三次市の考え方について、次のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	件数	三次市の考え方
1	平成30年7月豪雨では、当時馬洗川の氾濫は無かったものの、馬洗川へ流れ込んでいる支流・用水路の氾濫が多数箇所あり、畠敷地区の浸水範囲が広範囲に起きたと思われます。そこで、三次市として馬洗川へ流れ込んでいる支流・用水路の氾濫対策はどのようにお考えでしょうか。	1	畠敷・願万地地区において、平成30年7月豪雨と同様の降雨に対し家屋の床上浸水の防止を図ることを目標として、国土交通省・広島県・三次市の三者が連携し、馬洗川の河道掘削・樹木伐採や既設排水ポンプ場の排水能力の増強、支川大谷川の改良、雨水貯留施設の設置、排水路の改良、土地利用規制等の内水対策を実施することとしています。
2	この度の条例では、開発行為届出区域・建築行為届出区域に当てはまる建物については、新築に関わらず既存建物についても各々が浸水対策を講じなければならないということだと思います。実際、浸水対策を講じようにも建物の復旧費用で被害者は資金面が厳しい状態です。これからの協議だと思いますが、どの程度の助成制度をお考えでしょうか。	1	雨水流出抑制施設の設置に係る助成制度を設ける予定としていますが、現在検討中であり、詳細は未定です。 なお、既存の建築物等の浸水対策については、努力義務とすることを予定しています。

3	平成 30 年 7 月豪雨において浸水被害が発生した要因について、調査結果を詳しく教えてください。	1	<p>平成 30 年 7 月豪雨の主な浸水要因については、畠敷・願万寺地区内水対策検討会において、以下のとおり整理されています、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 7 月豪雨は昭和 47 年 7 月豪雨と同程度の雨量であり、記録的な大雨であった。また、馬洗川の水位が長時間にわたり高い水位であったため、樋門の閉鎖時間が長くなった。</li> <li>・畠敷・願万地地区近傍においても雨が長時間降り続き、三次雨量観測所で樋門閉鎖時間内の降雨が概ね 30 年に 1 度の規模の降雨を記録し、畠敷救急内水排水機場及び願万地排水機場の排水能力を大きく超える規模の降雨であった。</li> <li>・馬洗川の水位が上昇し、大谷川からの流水が馬洗川へ流れにくくなったことで、その水が用水路に流れ込み、下流の願万地の方へ流れ浸水範囲を拡大した。</li> </ul>
4	国交省が運営する「ハザードマップポータルサイト」にある「わがまちハザードマップ」で三次市の内水ハザードマップが閲覧できないが、なぜか。	1	現在、三次市の Web 版ハザードマップに、内水ハザードマップとして『平成 30 年 7 月豪雨』により浸水被害があった箇所を表示するよう改修を行っているところであり、令和 3 年度の早い時期に公表する予定です。

以上